

大阪市条例第63号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続等（第23条の2の14—第23条の6の2）」を「第3章の2 削除」に改める。

第6条第2項中「とともに、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行う」を削る。

第13条の見出しを「（搬入に関する手続の不実施）」に改め、同条中「受入れを拒否する」を「処理施設への搬入のために通常の場合には行うべき手続を行わないこととする」に改める。

第18条第1項第6号中「一般廃棄物の処理」を「一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分」に、「本市の」を「当該」に改める。

第19条第3項中「前項の」を「前項の規定による命令をした場合には、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に対し、当該命令の内容を通知するとともに、同項の」に、「規定による命令に従わない場合には、」を「書類を提出しないときは」に、「の受入れを拒否する」を「を受け入れないよう求める」に改める。

第20条の見出しを「（一般廃棄物の搬入基準）」に改め、同条第1項中「次項において同じ。」を削り、「受入基準」を「搬入基準」に改め、同条中第2項を削る。

第3章の2を次のように改める。

第3章の2 削除

第23条の3－第23条の6 削除

第30条第1項中「本市」を「本市は、本市又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。